

## 担い手経営の展開と地域

### (1) 個別経営と地域

鹿児島大学農学部 岩元 泉

#### 1. 農場制農業と「集落制」農業

日本の農業が欧米の農業と異なるのは農場制農業ではなく、「集落制」農業といってもよいほど集落を基礎とした農業であるということであり、その構造に強弱はあれアジアの水田農業に共通の性格であることはよく知られている。もちろん欧米の農村にも農村のコミュニティはあるわけだが、欧米のコミュニティが農業生産・農業経営に持つ意義はアジアのそれとは大きく異なる。一般にはアジアの水田農業に果たす集落の機能は大きく、集落機能と農業生産に大きく関与しているといわれてきた。少なくとも集落機能と農業生産・農業経営には密接な関連があると考えられ、農業生産・農業経営が衰弱すると集落機能も衰えるとみられてきた。

興味深いことに、アメリカの家族農業経営論を丹念に整理した長によると農業構造と農村コミュニティの関連について「アメリカの場合には、農村地域社会の衰退が問題になってきたのは主として農業依存型地域であり、それはむしろ農業の基礎条件において優れた「優等地」で、農業の大規模化が最も典型的に進行してきた地域においてである」（長、1997）ということである。農場制農業の場合には、構造変化が進み、大規模化が進行すると人口が希薄になり、農村コミュニティが衰えていくというのである。これに対して日本のような零細分散錯圃制の「集落制」農業の場合に、一般に農業の衰退が集落機能の弱体化につながるとされてきた。しかし、構造変化あるいは大規模化が農村コミュニティに与える影響については十分解明されているとは言い難い。

本節では日本型の「集落制」農業における個別経営展開と地域との関連をとくに集落との関係を中心に整理したい。

## 2. 個別農業経営の企業的展開と地域

### 1) 個別経営の規模拡大に伴う耕地分散

「集落制」農業の特質は農地の零細分散性と零細土地所有であり、それが集落を単位として括られる土地所有に立脚した農業であるという点にある。農業基本法はこの「零細農耕と零細土地所有」が日本の農業構造の特質であり、基本問題として改善すべき対象としたのである（農林漁業基本問題調査事務局，1960）。しかも梶井によると分散耕地問題は明治の井上馨以来問題にされてきたものであり、未だに解決されない基本問題である（梶井，1990）。この分散耕地制が個別経営の規模拡大の阻害要因になることは予測されたことではあったが、中型機械化体系が完成し10～15haの経営が現実のものとなる80年代にいたって顕在化し、経営研究の分野でも実証的研究が行われるようになった（辻，1984，稲本，1987，長，1988）。個別経営の規模拡大に際しての圃場分散問題を克服する方途としては、次の4つがある。第1は、圃場整備に伴う換地による圃場の団地化である。耕地整理事業の時代から行われている手法であるが、遅々として進まないし、所有が零細化していく中では効果が継続しない。第2は、交換耕作による方法である。交換耕作による集団的な土地利用は畑地において実施されている事例が多いが（市川，1985）、水田で行われる場合には①交換耕作による機械化の効果が歴然としていること、②地味・圃場条件に差がないこと、③基盤整備を契機としていること、④転用圧力がないことなどを条件に成立しており（八巻・朝日，1991）、所有権にふれずに成立しているなど

かなり不安定要因を含んでいる。これらの不安定要因は畑地において基本的には同じである。第3には、大規模経営の作業効率を下げないために圃場別の管理方式を工夫するという方法であり（梅本，1997），それを基盤として支えるのが大区画圃場である。これが分散耕地問題を克服していく有効な手段となるか，評価するに十分なだけの実績も研究も進んでいない。第4の方法は，最も多く採用され実施されている集団的土地利用による分散耕地の克服である。分散耕地制をどう克服していくかという問題意識で編まれた「農場制農業の研究」では「我が国の現状では，集落なら集落という一定範囲の農業者が協定し，その範囲の農地を一つの統一的意志のもとに利用していく体制をつくりあげる以外に途がないのではないか」（梶井，1990）という仮説の下に理論的・実証的検討が行われている。このとき分散耕地制を克服する主体を営農集団や組織に求めることもあれば，個別経営におくこともあり得るわけだが，後者の事例は少ない。

この4つの分散耕地制克服方向のうち，第3を除く3つの方法はいずれもその成立条件に集落ないし一定範囲の地域における調整，合意形成を必要としている。個別経営の規模拡大に伴う耕地分散問題の克服には地域の合意や調整が前提となるということである。

## 2) 生産調整が個別経営展開に与えた影響

1971年から本格的に開始された米の生産調整は米価以上の与件として経営活動を制約した。3割に及ぶ生産調整は農地法の自作農（地主主義から借地主義への転換がもたらす経営規模拡大効果を呑み込んだ）かのようなものである。米の生産調整が稲作経営に与える影響についての経営学視点からの多くの研究は経営の「転作対応」を取り上げ，生産調整と

いう与件を「内部化」したものと扱っている。しかし、新食糧法が転作の強制措置を執れなかったことや、相次ぐ生産調整への反乱は最終的には稲作経営が生産調整という与件を「内部化」できなかったことを示している。

一般に生産調整が稲作経営に与える影響を列挙すると、第1に直接的には収益の減少である。作付面積の減少による減収益を転作作物および奨励金等によってカバーできないことによる。第2は、生産意欲の減退である。生産調整初期の単純休耕は生産意欲の減退を意図した政策だったといわれている。第3は、稲作経営の複合化である。生産調整は単純な休耕ではなく、転作をすることを条件として奨励金を交付したために、否応なく転作作物を導入することとなり、経営としては複合化した（永田，1994，和田，1995）。大規模経営の複合化の要因としては転作対応以外にも、労働力の年間就業確保や土地利用上の理由などが挙げられるが、経営の専門化論理に基づき麦さえも切り捨てていた大規模経営が複合化した最大の要因は生産調整への対応だったと言わなければならない。第4には、転作に伴う集落規制が個別経営の展開を阻害したことである。これは生産調整そのものの政策的推進方法にかかわる。生産調整は法規的措置を伴っていなかった。しかし20数年に及ぶその実施期間の大半において達成率は毎年100%を超えていた。これは推進にあたった役場・農協における転作配分、説明、確認、奨励金交付などの膨大な事務量、経費の投入による面もあるが、集落を基本単位をして配分し、集落によって個々の農家への配分や転作の団地化などの調整が行われたことによる。集落レベルで投入された生産調整のための労働投入量も膨大なものになるだろう。そうであったため、グマインシャフト的な集落を超えて活動しようとしていた個別規模拡大経営は生産調整の推

進にあたっては阻害要因となった。規模拡大経営の側から見ると、集落の転作団地化などの集団的土地利用に乗って自己の経営活動を修正するか、集落の転作ルールに従わないアウトサイダーとなるかという選択を迫られた。現実にも両方の対応が見られた。

よく知られているように、生産調整も第Ⅲ段階の水田利用再編対策事業になると団地化加算、流動化加算などが取り入れられ、構造再編の意図が大きくなった。しかしこれは先に述べた生産調整の推進方式と基本的に矛盾していた。生産調整が強化されるにつれて共同・平等原理と競争原理が集落の中で、零細飯米農家と大規模稲作経営との対立として表面化したのである（岩元，1994）。米の生産調整を推進するにあたって集落を基礎単位として推進せざるを得なかったのは、とくに水田稲作に関して集落がもつ機能が大きかったことを意味している。

### 3. 個別農業経営の展開と集落

#### 1) 水利－畦畔管理・用排水路維持管理・道路管理

生産調整の場合を見ると分かるように個別農業経営の展開に際して集落との関係は、集落の水利用、土地利用の秩序に即して行うか、さらに広域の水利用や土地利用調整の機能に依存するかに関わらず、経営規模拡大にしても、農業生産を継続するにしても抜きがたい。端的には集落機能が衰退すると農業経営の存続は困難になるということである。最も顕著なのは用排水路の維持管理である。用排水路の維持管理という集落の資源管理機能が農業用水の供給と排水体系を管理してきたわけで、集落機能が衰えると農業生産（とくに稲作）の継続を困難にするのである。

そうであるとすれば、農業生産が活発なことが集落機能を活性化して

きたのではなく、集落機能がしっかりしていたから農業生産を安心して行うことができたといえよう。したがって、集落機能の衰退は農業経営（個別であろうと集団であろうと）にとっての死活問題となっているといっても過言でないのである。

この点についての実証的研究はあまりないが、この集落機能によって担われている畦畔管理、用水路管理は個別稲作経営にとっては外部サービスにあたるが、自らも構成員である集落による外部サービスという性格を持つ。この外部サービスは米生産費や稲作経営費には明示的に費用として認識されていないか、水利費や自家労働費に含まれているにしても過小評価されている費用である。筆者はこの点が経営受託と作業受託との差（木南・石田，1995）や、営農集団の収益分配構造における「委託農家の管理労働に対して相対的に厚い収益分配構造」（井上，1995）として現れていると考える。少し敷衍すると、木南らは作業受託と経営受託の選択に関して、次のような指摘をしている。「単位面積あたりの収益から地代と全作業委託料金を差し引いた金額は、畦草刈・水管理労働費に相当するはずである。しかし、その金額は10aあたりの「灌排水管理」の平均労働時間8.6時間（『米生産費調査』1986年）と比較して、あまりに高すぎると言わざるを得ない」とのべ、これを「委託者と受託者の間ですれ違い現象が生じている」と評した。また井上は、農業生産組織における収益分配構造を分析し、上記のような結論を得、その理由を①集落の持つ平等原理、近隣協調主義といった社会的関係、②兼業農家の低賃金・不安定農外就業に対する農地所有の持つ補償機能、③集団内の農地所有構造（上向農家群の所有耕地規模の大きさが農地への厚い収益分配を不公正なものとして認識する程度を弱める）に三点を指摘した。

しかし、個別経営の規模拡大に際する経営受託・作業受託の選択の構

造と営農集団の収益分配構造の両者に共通してみられる作業委託農家に帰属する相対的に高い収益は米生産費や稲作経営費に明示的に現れる畦畔草刈労働に対する報酬だけではなく、集落で共同に管理している畦畔や水路の維持管理に対する評価部分を含んでいると解釈すべきではないかというのが筆者の見解である。外部からは明示的にとらえられていないが、集落に生活している農業者は暗黙に認めている（埋め込まれている）投下労働への帰属収益が含まれていると考えるのである。

機械化や装置化が困難なこれらの労働は稲作経営の規模拡大や生産組織の成立によってこれまでのいわばシャドウワークから明示的な労働となり、評価を必要とする労働に変化しつつある。これらの膨大な畦畔、水路の維持管理労働を個別経営が内部化したときにはじめて日本の稲作農業は集落を超えたということが出来るが、それは不可能に近い。むしろ集落機能を存続させ、新しい評価方法によって出役者の負担感を軽減する方策を編み出すことが個別経営展開を図る場合にも求められているように思う。

## 2) 土地利用調整の広域化

零細分散制の克服の方途について述べたように、集団的土地利用がその有効な手段であり、土地利用調整が地域レベルで行われる必要がある。しかし、土地利用調整主体として集落、農協、農業委員会のいずれが適当かという点については議論の余地がある。集落が土地利用調整主体になるかという問題には集落が異質な構成員を含むようになったという状況のほかに、農業機械の高性能化によって農作業単位の広域化がすすみ、集落を超えた作業が行われる機会が増加したことがある。個別経営展開の広域化が進行したことも影響している。市町村を越えて規模拡大

した入作経営がある場合には土地利用調整は行政区域を越えて行う必要がある。経営活動の広域化に対応する行政・制度の整備は遅れているし、集落機能との関連など、研究課題も多い。

#### 4. 個別農業経営の展開と地域

##### 1) 担い手の多様化と重層性

個別農業経営の展開を考察する場合に、地域農業構造の把握は依然として重要な課題である。農業の地域類型についてはかつての兼業労働市場重視の区分から、都市近郊、平坦地、中山間地、山間地、あるいは条件不利地域という立地区分を重視する傾向に変わってきているが、地域農業構造のあり方によって成立しうる担い手経営の企業形態は異っている（永田，1994 田畑ほか，1996）。しかし、今日の担い手の多様化とは担い手の存在状況の地域性ではなく、一つの地域に多様な担い手が併存する状況をいう。企業的経営，伝統的家族経営，兼業経営，高齢者経営等の多様な企業形態および多様な部門の経営が，それぞれの地域の労働市場，土地所有構造，歴史的条件，地形的条件に規定されて様々な重なり具合で併存している。そしてそれらの総合的な関係が地域農業を形づくっている。個別経営の展開も地域農業における多様な形態の経営体との関係を重視しなければならないし，そのような「場」をとらえる理論構築が必要になっている（祖田，1990）。

##### 2) 企業的展開と地域

雇用型農業経営の分析を通して，家族経営および企業的家族経営の概念の明確化と統計的把握を図った秋山邦裕によると，家族農業経営の仮設基準を雇用労働上限基準で雇用労働2～3人以下，販売金額基準では

下限が200万円、上限が3000万円以上にとると1990年センサスで、約2.2万戸の企業的家族経営と77.9万戸の家族経営を抽出でき、企業的家族経営は畜産分野で多く、家族経営は稲作、施設園芸、野菜類、果樹類で多いという（秋山，1996）。

畜産分野で企業的家族経営が多いことは、比較的的土地利用から遊離していることが要因ではないかとの指摘がある。畜産部門という一つの分野で多くの法人を含めた企業的経営がみられるようになったことが、その類型化や企業形態の展開を論じられるようになった要因であり、分析方法論として部門横断的分析より厳密になったといえよう。この点に関して、「法人化を不可欠とする事業体まで視野に入れようとするれば、畜産はやはり日本農業の未来を占う観測地点として価値がある」（新井,1996）という評価と、「今日の日本農業の展開にとって最大の桎梏となっている土地問題を回避して経営展開が図られている分野で、雇成型経営が増えて」おり、「そこにおける雇成型経営の展開をもって、日本の農業経営の展開方向として普遍化することはできないのではないか」（今井,1992）という評価が相反している。こうした状況下で危惧されるのは、農業経営学において企業経営展開の論理を追究するあまり、「土地離れ」＝土地問題回避が進行することである。

農業基本法以降の選択的拡大政策の下で農業経営の専門化が進行し、経営の規模拡大と企業的経営への展開が進んだ。農業経営の規模拡大は土地利用方式の展開をともなって行われるべきことはすでに明らかにされてきたことである（長,1983）。土地利用方式の発展、言い換えると複合化の論理をもたない規模拡大は、例えば畜産の分野で畜産環境問題という外部不経済を生じてきたことは周知の通りである。

もちろん、一方で企業的農業経営は雇用確保を図ったり、借地や受委

託の受入を図るために、地域との関係を重視している。畜産環境問題についても、優れた畜産経営者は多額の投資を行って対応している。企業的農業経営において、無形の費用を含めた地域対策費が一定の比重を占めるようになるともいわれている。多様な企業形態の経営が併存する地域構造の下では農業構造政策は農村地域の重層的な社会関係を配慮したものになる必要があるのはこのような個別経営展開が地域との関係性を強く持ったものであることを考慮すれば当然のことなのである。

#### 参考文献

秋山邦裕.1996.経営成長における経営研究の役割.中島征夫・大泉一貫共編.経営成長と農業経営研究.農林統計協会,

新井肇.1996.畜産経営の企業化と法人化.新山陽子.1996.畜産の企業形態と畜産法人経営.農政調査委員会でのコメント.p124.

今井健.1992.土地利用型農業における雇用型家族経営の必然化.秋山邦裕.雇用型農業経営.農政調査委員会へのコメント。.

市川治,畑地の計画的・集团的利用への諸形態,日本の農業156,農政調査委員会

稲本志良,1987,農業の技術進歩と家族経営,大明堂

井上裕之,1995,農業生産組織における収益分配構造,農業経済論集,第46巻第1号,p86.

岩元泉.1994.選択減反政策と大規模稲作経営の課題.農業と経済60巻2号.

梅本雅,1997,圃場分散に対する圃場別生産管理の実態と特徴,農業経営研究第34巻第4号p23-33.

梶井功,1990,分散耕地制克服の課題,梶井功編著,農場制農業に関

する研究，農林統計協会。

木南章・石田正昭，1995，作業受託と経営受託の選択，和田照男編，大規模水田経営の成長と管理，東京大学出版会，p238-239。同様のことは既に石田正昭・木南章，1987，稲作をめぐる組織と市場，農業経済研究第59巻第3号p143-144においても述べられていた。

祖田修。1990，農林業にとって地域とは何か，農林業問題研究第101号，p122.

田畑保・村松功巳・両角和夫編.1996，明日の農業をになうのは誰か，日本経済評論社。

長憲次.1983.規模拡大と土地利用方式問題.農業経済研究.第55巻第3号.長憲次，1988，水田利用方式の展開過程，農林統計協会

長憲次、1997，現代アメリカ家族農業経営論，九州大学出版会、P153.  
辻雅男,1984，圃場分散と圃場利用秩序，農業経営研究第22巻第1号  
p10-19

永田恵十郎編著，1994，水田農業の総合的再編，農林統計協会。

農林漁業基本問題調査事務局，1960，農業の基本問題と基本対策，  
八巻正・朝日泰蔵，1991,水田地帯における交換耕作の意義と課題，農業経営研究第29巻第2号p49-50.

和田照男編，1995，大規模水田経営の成長と管理，東京大学出版会。